

嘉麻市公共施設等適正化基本方針

平成 27 年 3 月

嘉麻市



目次

I	目的	1
II	方針の進め方	2
	1. 方針期間	2
	2. 方針対象	2
	3. 取組体制	2
	4. 方針の見直し	2
	5. 積極的な情報開示	2
III	市を取り巻く状況	3
	1. 人口	3
	(1) 推移	3
	(2) 今後の見込み	3
	2. 財政	5
	(1) 歳入	5
	(2) 歳出	6
	(3) 今後の見込み	7
IV	公共施設等の現状	7
	1. 公共施設	8
	(1) 現状	8
	(2) 課題	9
	(3) 更新費用	11
	2. インフラ資産	12
	(1) 現状	12
	(2) 課題	12
	(3) 更新費用	13
V	具体的な取組内容	18
	1. 公共施設の保有量の縮減	18
	2. 長寿命化の推進及び計画的な維持管理	18
	3. 民間活力の活用	19
	4. 耐震化について	19
	5. 使用料の見直し	19

I 目的

本市は、平成 18 年 3 月の合併後、公共施設や道路などのインフラ資産（以下「公共施設等」といいます。）を引き継ぎましたが、近年の人口構造、市民ニーズの変化に加え、高度経済成長長期に建設された多くの施設が更新時期を迎えるなど、本市の公共施設等を取り巻く環境は、大きく変化しようとしています。

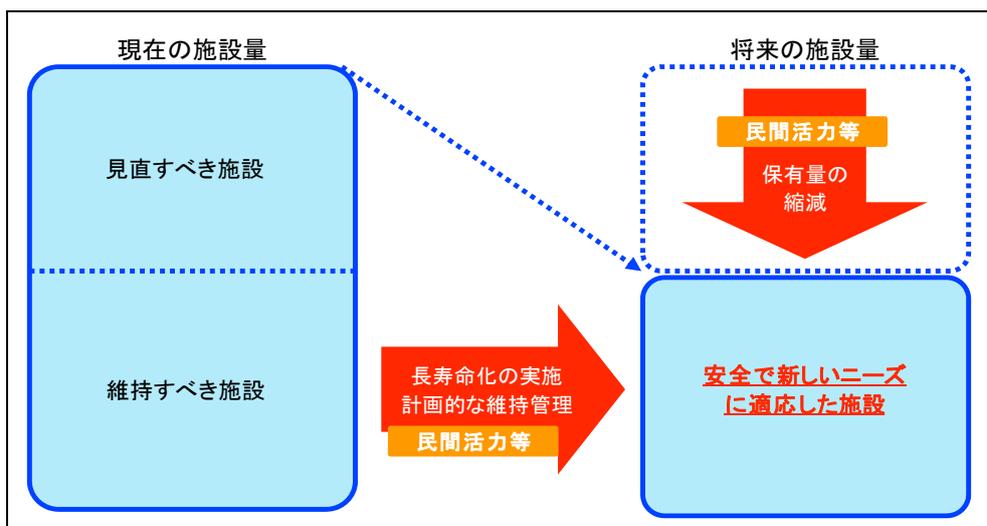
このような中、国は中央道笹子トンネル天井崩落事故に端を発する公共施設等の老朽化問題に対して、「国のインフラ長寿命化基本計画」（H25.11）に基づき、全自治体へ向けて、全ての公共施設等を対象にした「公共施設等総合管理計画」の作成を要請したところです。

本市の公共施設等におきましても、計画的な改修、適切な建替え等を実施していく必要がありますが、公共施設等の大半が、昭和 40～50 年代に集中的に整備されていることから、その更新時期も集中し、一時期に莫大な財政支出が予想されることです。しかしながら、本市の財政状況は、人口減少の進行等による税収の減に加え、平成 28 年度からは、普通交付税の段階的な減額も見込まれており、公共施設等に多くの予算をかけることは非常に困難な状況となっています。

そのため、公共施設等の保有量を縮減し、現存している公共施設及びインフラ資産の長寿命化を推進し、計画的な維持管理、修繕を実施していきます。また、この取組みについては、市だけで実施するのではなく、民間活力等を積極的に導入するなど幅広い視点による検討を行い、市民が必要とするサービスの提供を目指します。

この取組みを総じて「公共施設等の適正化」として実施していき、安全で市民にとって必要な公共施設等の運営を図り、かつ一時期に集中して発生する費用負担を平準化させ、次世代への負担を可能な限り軽減することを目的とします。

〔公共施設等の適正化イメージ図〕



Ⅱ 方針の進め方

1. 方針期間

平成 27 年度から平成 37 年度の 10 年間を方針期間とします。ただし、期間内であっても必要に応じて適宜見直すこととします。

2. 方針対象

本方針の対象は、市が保有する全ての公共施設及びインフラ資産とします。

公共施設	庁舎、学校教育施設、市営住宅、スポーツ施設、図書館など
インフラ資産	道路、橋りょう、上水道

3. 取組体制

市長を本部長とする行政改革推進本部が中心となり、関係課等と連携し公共施設等の適正化を図ります。このほか、各取組みを効率的かつ効果的に推進するため、行政改革推進本部の下部組織として公共施設対策専門部会を設置します。

また、本方針に関する情報は全職員に随時送付し、情報共有を図ります。

4. 方針の見直し

本方針については、より効果的かつ実践的な内容とするため、定期的の方針の進捗状況及び検証を行い、行政改革推進本部において必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

5. 積極的な情報開示

公共施設等の維持管理の検討を行うにあたり、施設に関する情報と問題意識を市民と市が共有することが重要です。今後、将来の公共施設のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報を積極的に開示していきます。

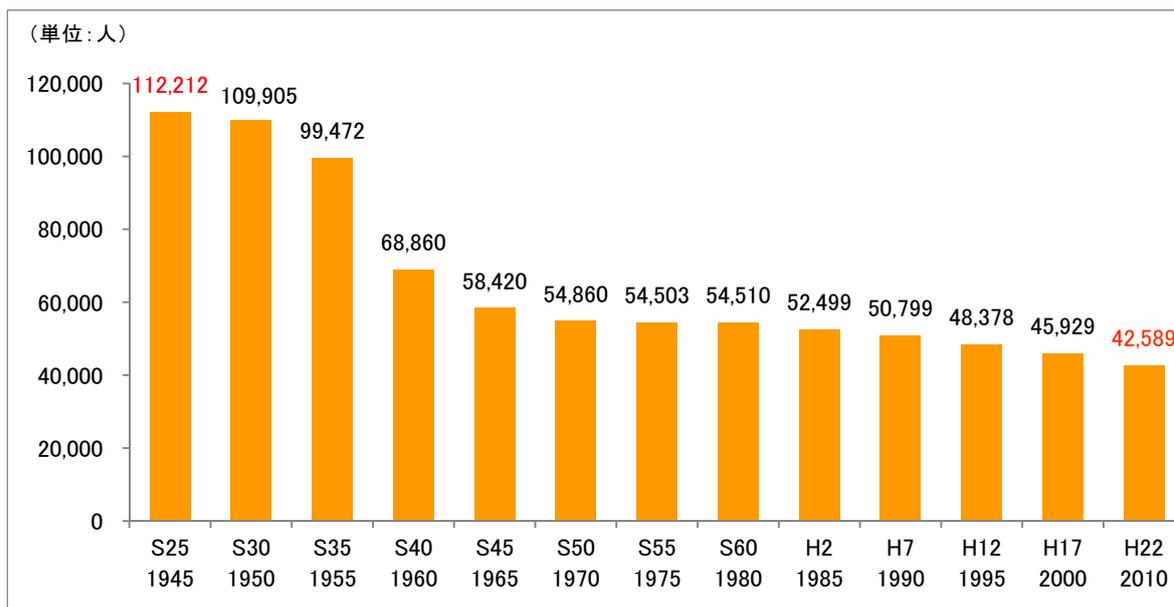
Ⅲ 市を取り巻く状況

1. 人口

(1) 推移

昭和25年(1945年)の人口は、約11万2千人で、その後は年々急激な人口減少が進み、平成22年(2010年)の人口においては、約4万2千人となり、65年間で約7万人、約62%が減少しています。

[嘉麻市人口推移]



(出典) 総務省統計局「国勢調査」(平成17年以前は合併前団体計)

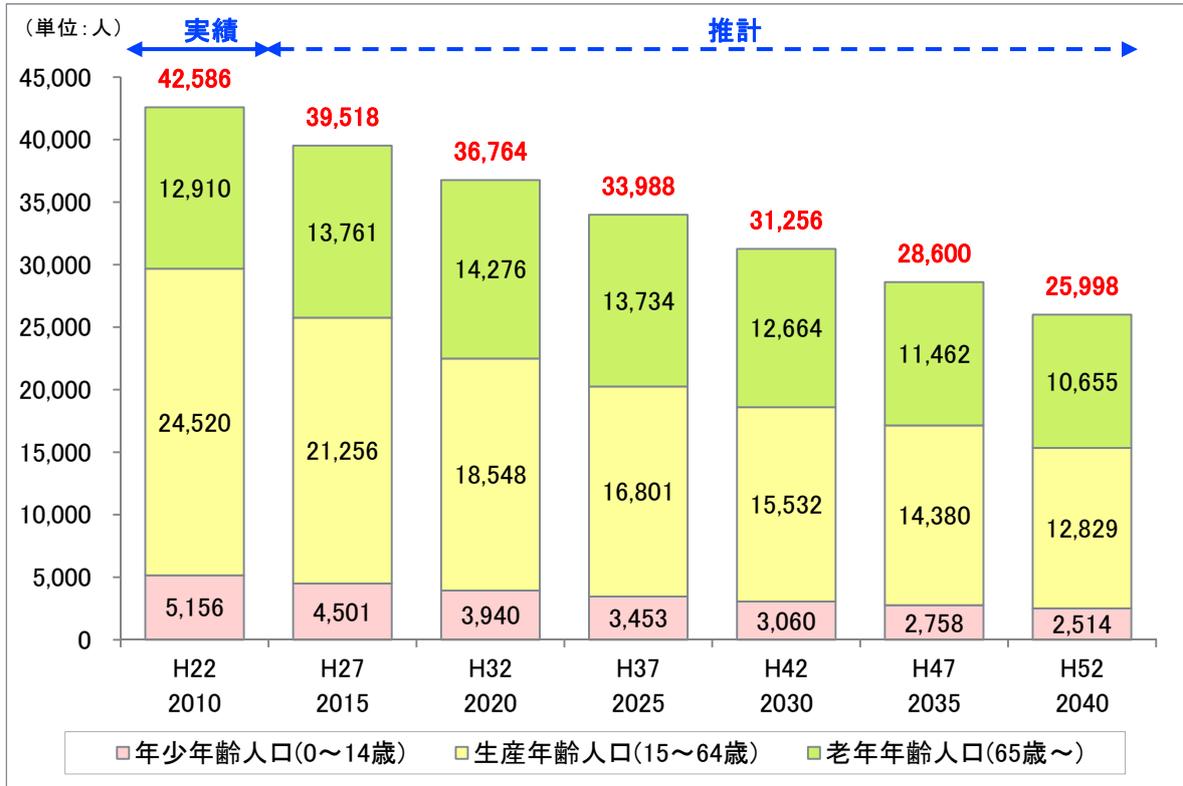
(2) 今後の見込み

将来の人口推計においては、平成52年(2040年)に約2万6千人と見込まれており、今後30年間で1万6千人、約38%の減少が予測されています。全国平均の19%と比較しても、本市の人口減少は極めて深刻な状況にあります。それに伴って、税収も減少していくことになるため、これまで以上に効率的な行財政運営が求められます。

また、生産年齢人口(15~64歳の人口)は約48%の減少、年少年齢人口(0~14歳の人口)は約51%の減少が予測されており、今後も少子高齢化は進展し、市の人口構成が大幅に変化していくこととなります。

人口構成の変化により、市民が求めるサービスについても大きく変化していくことが予想されます。公共施設においても、利用者構成の変化や利用者数の増減に応じて、市民が求めるニーズに適応した施設運営が求められます。

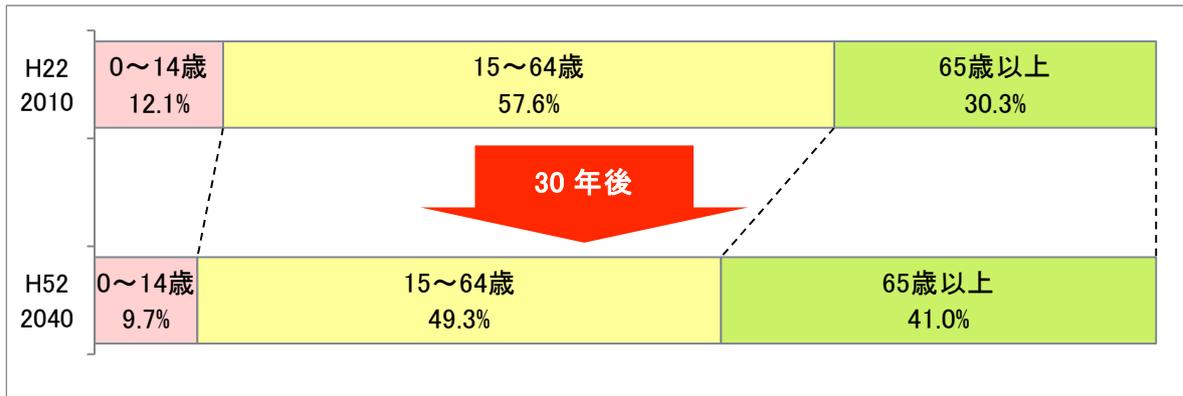
〔嘉麻市人口推計〕



〔出典〕総務省統計局「国勢調査」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

〔嘉麻市人口構成の変化〕



〔出典〕総務省統計局「国勢調査」

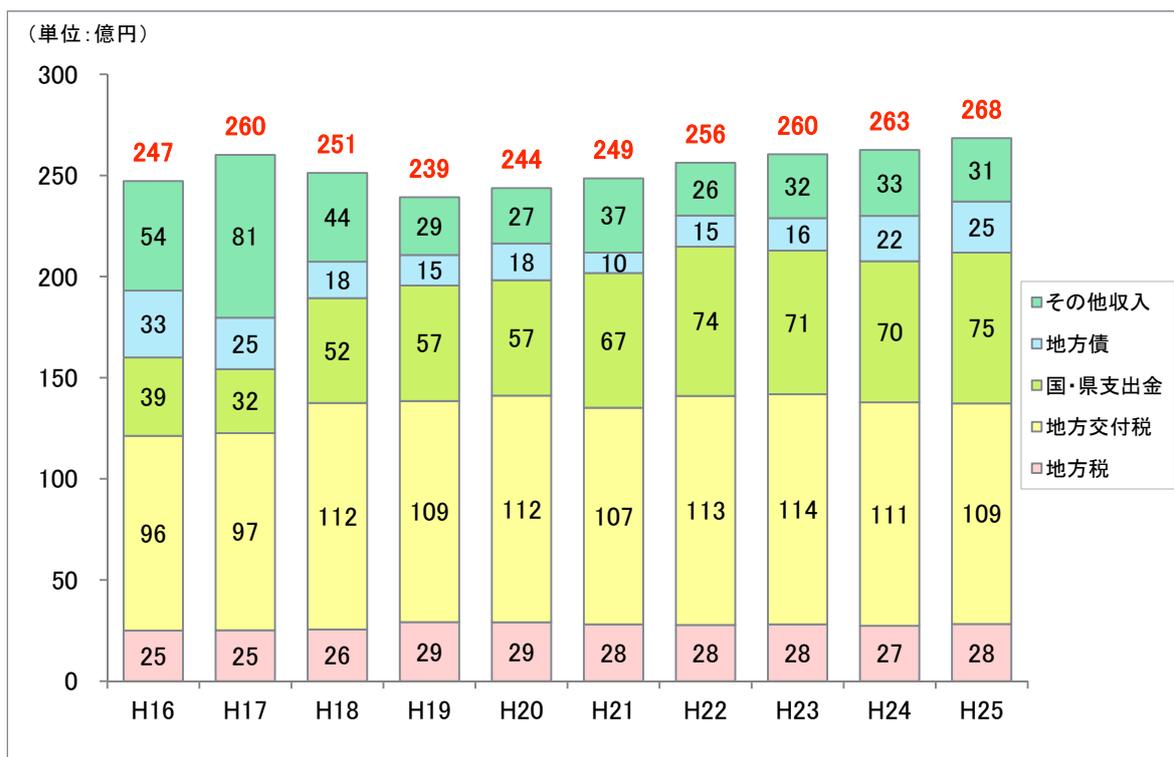
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

2. 財政

(1) 歳入

平成 25 年度決算における歳入総額は、約 268 億円で、そのうち、国から交付される地方交付税が約 109 億円で市の歳入全体の約 41%を占めており、国・県支出金と合わせると約 69%にも及びます。このことから、市税等の自主財源が少なく、国・県からの地方交付税や補助金等に極端に依存したぜい弱な財政構造であることがわかります。

[嘉麻市歳入の推移]



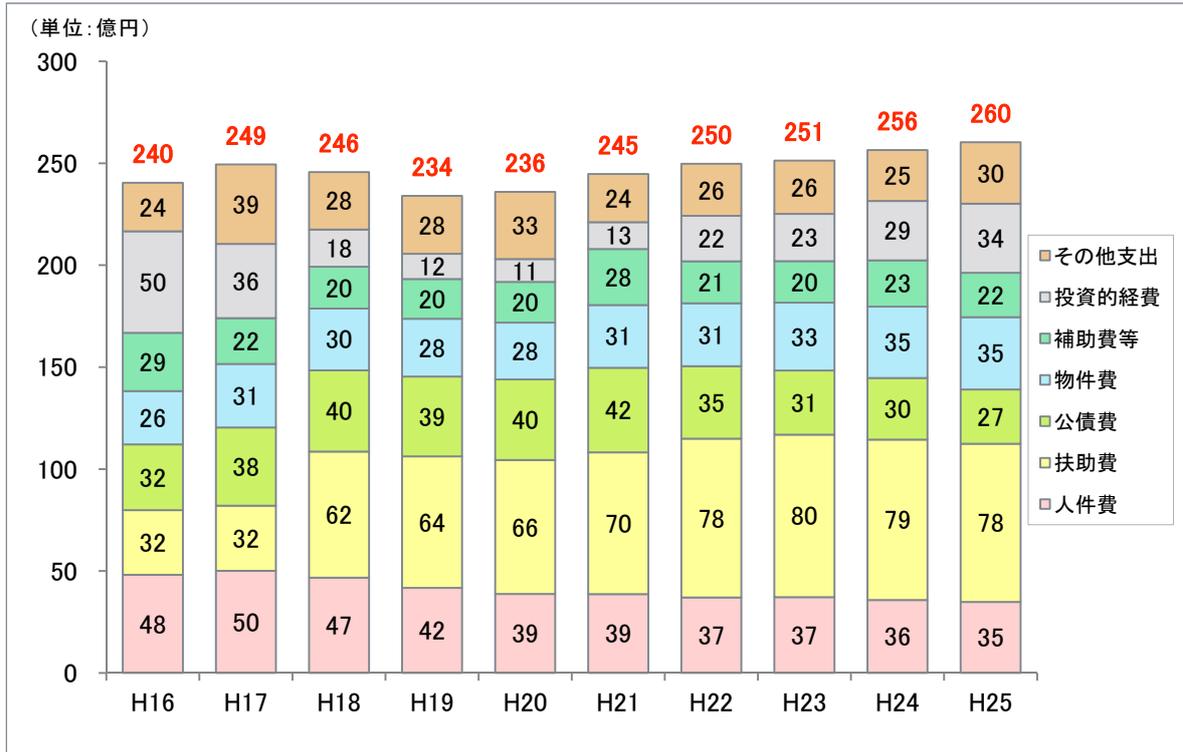
(出典) 福岡県「市町村財政状況の推移」

(2) 歳出

平成 25 年度決算における歳出総額は約 260 億円で、そのうち人件費については、最も多く支出している平成 17 年度と比較して、平成 25 年度では約 15 億円縮減しています。

一方、扶助費は、平成 16 年度と平成 25 年度を比較すると、約 2.4 倍、約 46 億円の増加となっています。

[嘉麻市歳出の推移]



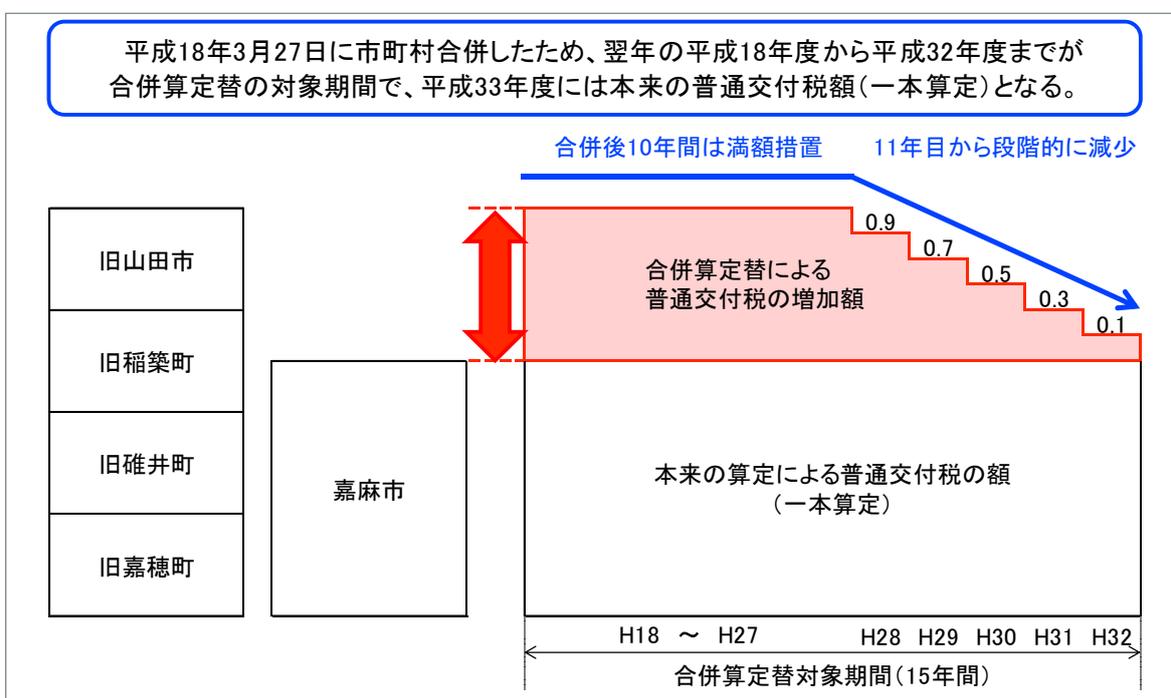
(出典) 福岡県「市町村財政状況の推移」

(3) 今後の見込み

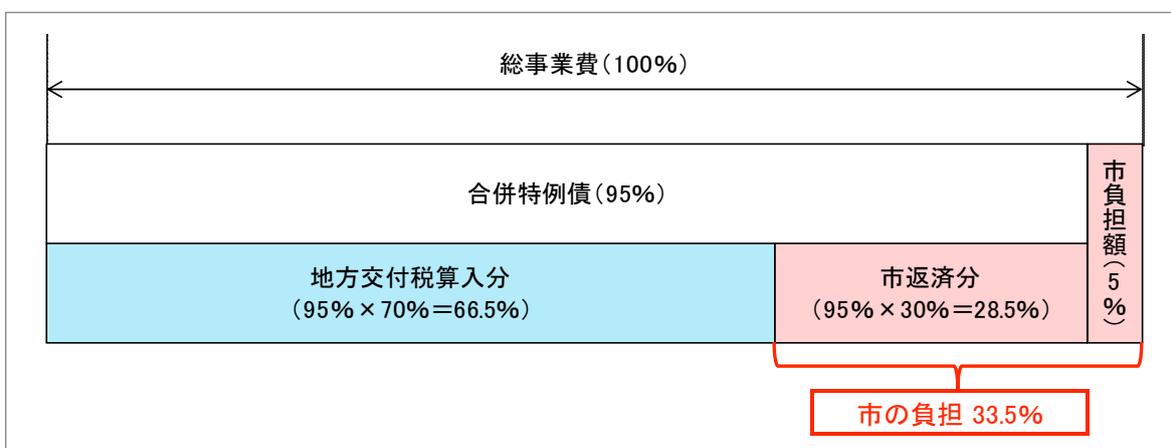
今後、歳入においては、人口減少や少子高齢化の進行等による税収の減少に加え、平成28年度からは、普通交付税の段階的な縮小が見込まれており、財政状況は、これまで以上に厳しいものとなっていきます。

このような財政状況下において、公共施設等に多くの予算をかけることは困難であるため、今まで以上に効率的かつ計画的な施設運営を実施するとともに、合併特例債など有利な財源がある期間内に積極的に活用を図るなど、次世代に残る負担を可能な限り軽減していく必要があります。

[地方交付税の合併優遇措置段階的廃止イメージ]



[合併特例債活用イメージ]



IV 公共施設等の現状

1. 公共施設

(1) 現状

市が保有している公共施設の床面積については、計 406,429 m²で、その内公営住宅が約 48%を占めています。本市は、平成 18 年 3 月に 1 市 3 町で合併し、旧市町で建設した公共施設を引き継いでおり、合併して 9 年が経過した現在においても多くの公共施設を保有しています。福岡県内においても市民 1 人あたりの施設面積では県内で 8 番目に多い状況です。

[施設分類ごとの床面積及び割合]

分類	主な施設	床面積 (単位:m ²)	割合 (単位:%)
行政系施設	庁舎	14,426	3.55
学校教育系施設	小学校、中学校、高等学校	80,224	19.74
公営住宅	公営住宅	197,589	48.62
市民文化系施設	市民センター、文化ホール 等	20,401	5.02
社会教育系施設	図書館、美術館 等	8,985	2.21
スポーツ・レクリエーション系施設	体育館、プール、キャンプ村 等	46,584	11.46
産業系施設	道の駅、活性化センター 等	8,720	2.15
子育て支援施設	保育所、学童保育所	5,654	1.39
保健・福祉施設	保健センター、いこいの家 等	7,162	1.76
公園	公園	171	0.04
供給処理施設	クリーンセンター 等	5,867	1.44
その他	斎場、旧小学校 等	10,646	2.62
	計	406,429	-

〔人口1人あたりの公共施設延床面積（福岡県内60市町村）〕

順位	団体名	延床面積/人口 (単位:㎡)	順位	団体名	延床面積/人口 (単位:㎡)
1	東峰村	16.19	51	小郡市	2.57
2	添田町	13.91	52	粕屋町	2.47
3	大任町	12.69	53	那珂川町	2.42
4	糸田町	11.97	54	新宮町	2.41
5	川崎町	11.83	55	春日市	2.26
6	田川市	10.83	56	広川町	2.25
7	福智町	10.05	57	志免町	2.11
8	嘉麻市	9.41	58	筑紫野市	2.11
9	赤村	8.11	59	大野城市	1.89
10	小竹町	8.1	60	太宰府市	1.84
	∴			県内平均	5.26

(出典) 総務省「住民基本台帳人口」「公共施設状況調経年比較表」(平成24年度末時点)

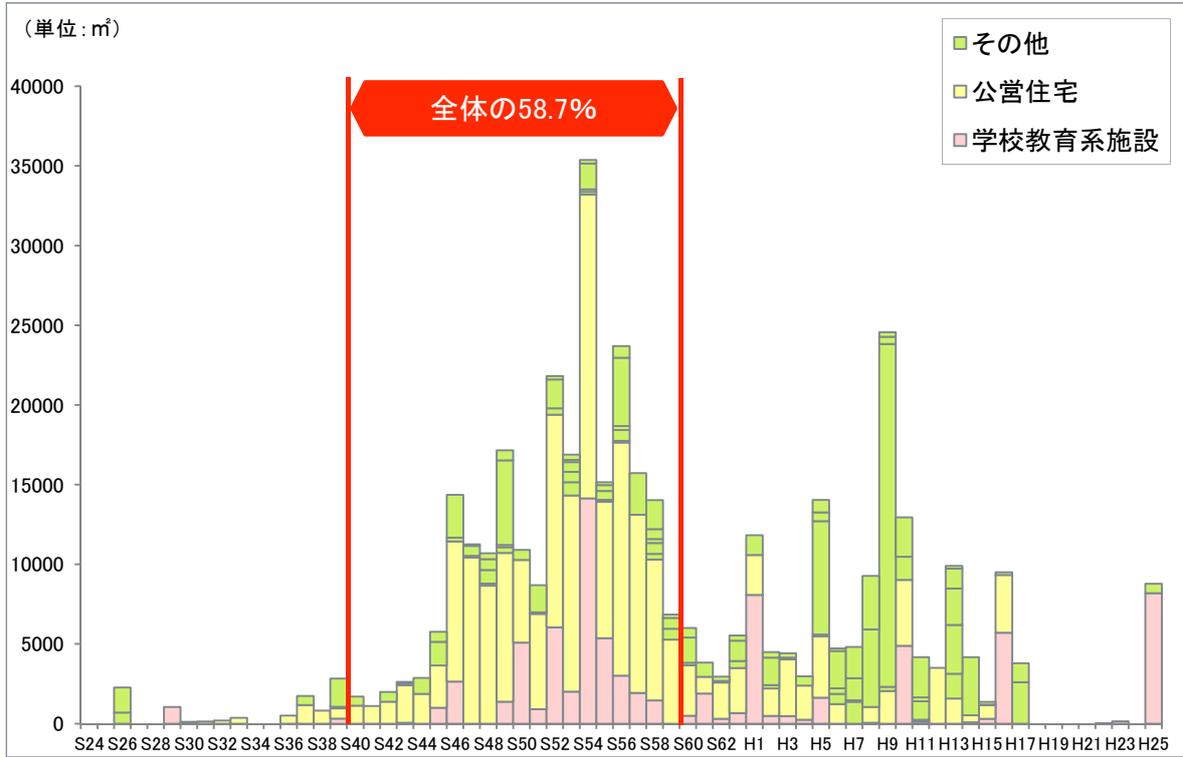
(2) 課題

昭和40～50年代に多くの公共施設を建設しており、現在の施設の約58.7%を占めています。昭和40年に建設された施設は、平成27年で50年を経過することになり、集中した時期に建設された多くの公共施設は、老朽化が進んでおり、10年後の平成37年度には全ての公共施設のうち約77%が築30年以上を迎えることとなります。

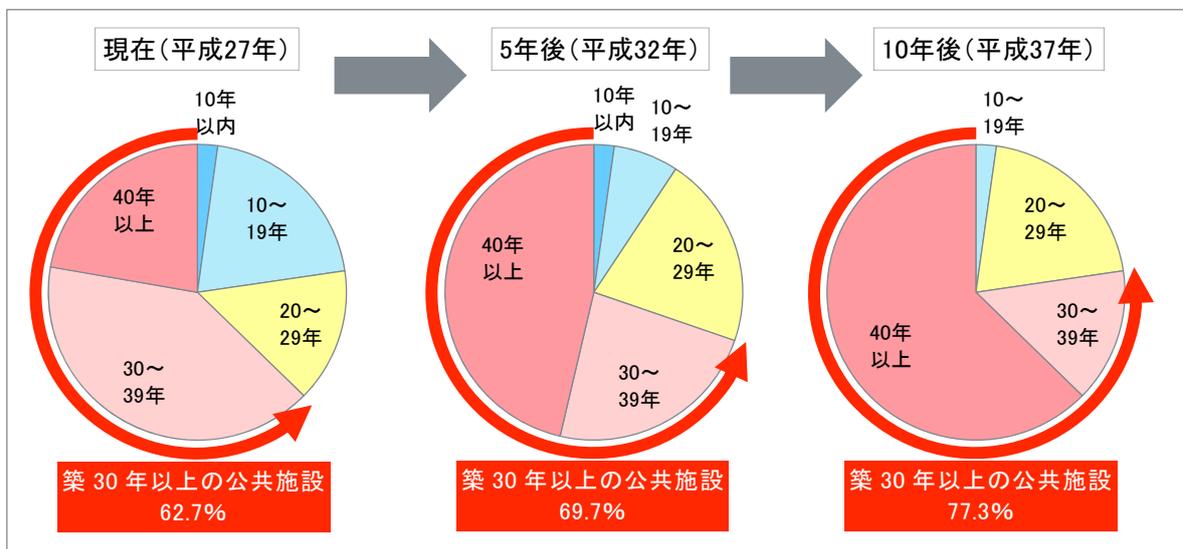
老朽化や整備不良が原因による事故が起きるなど、全国各地で問題視される中、本市においても、今後、老朽化等による事故が発生する可能性があるため、事故を未然に防ぎ、安全に使用できるよう適切な時期に維持補修や更新を行なっていく必要があります。

しかしながら、上述のとおり集中した時期に建設された公共施設が一斉に改修・更新時期を迎えることになり、その財政負担も一時期に集中することが見込まれています。今後、厳しい財政状況の中で、いかに計画的かつ効率的に対応していくかが課題となっています。

[公共施設建設時期]



[公共施設築年数の推移]



(3) 更新費用

以下の条件のもと、今後の40年間に要する維持更新費を試算すると、総額で1661.3億円、年平均で約41.5億円を要することになります。

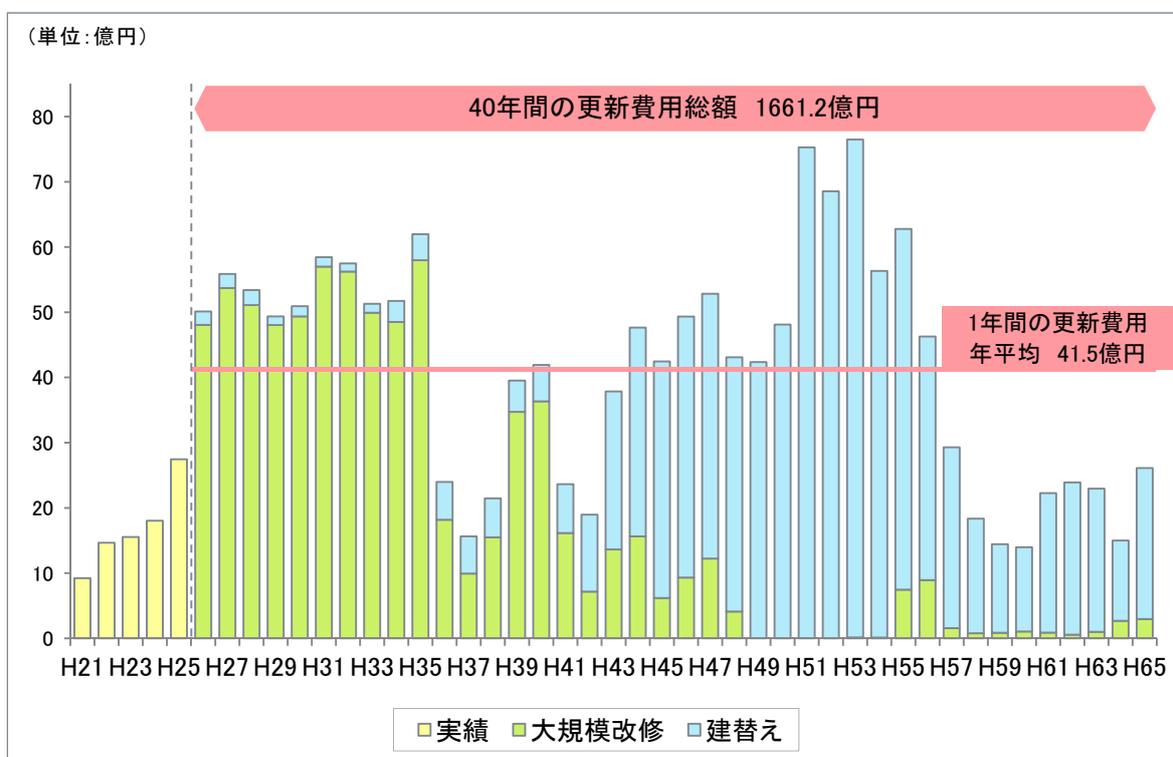
<試算条件>

- ・更新年数経過後、現在と同じ公共施設を同じ延べ床面積で建替え、大規模改修を行うと仮定し、施設延べ床面積に対して、それぞれの分類で設定している試算単価を乗じることにより、更新費用を試算します。
- ・建物の耐用年数は60年とし、建替えを60年、大規模改修を30年で実施することを仮定します。
- ・試算単価は、以下のとおりとします。

分類	建替え単価	大規模改修単価
行政系等施設、市民文化系、社会教育系	40万円/㎡	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設	36万円/㎡	20万円/㎡
学校教育系、供給処理施設等	33万円/㎡	17万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡

※総務省更新費用試算ソフトの単価に準拠

[更新費用の推計（公共施設）]



2. インフラ資産

(1) 現状

本市が保有している道路、橋りょう、上水道の保有量は、以下の表のとおりです。

種別	分類	実延長計	道路面積
道路	1級（幹線）市道	69,967m	629,912 m ²
	2級（幹線）市道	62,512m	434,566 m ²
	その他の市道	380,182m	1,933,734 m ²
	自転車歩行者道	32,976m	101,285 m ²

種別	実延長計	橋りょう面積
橋りょう	3,913m	27,632 m ²

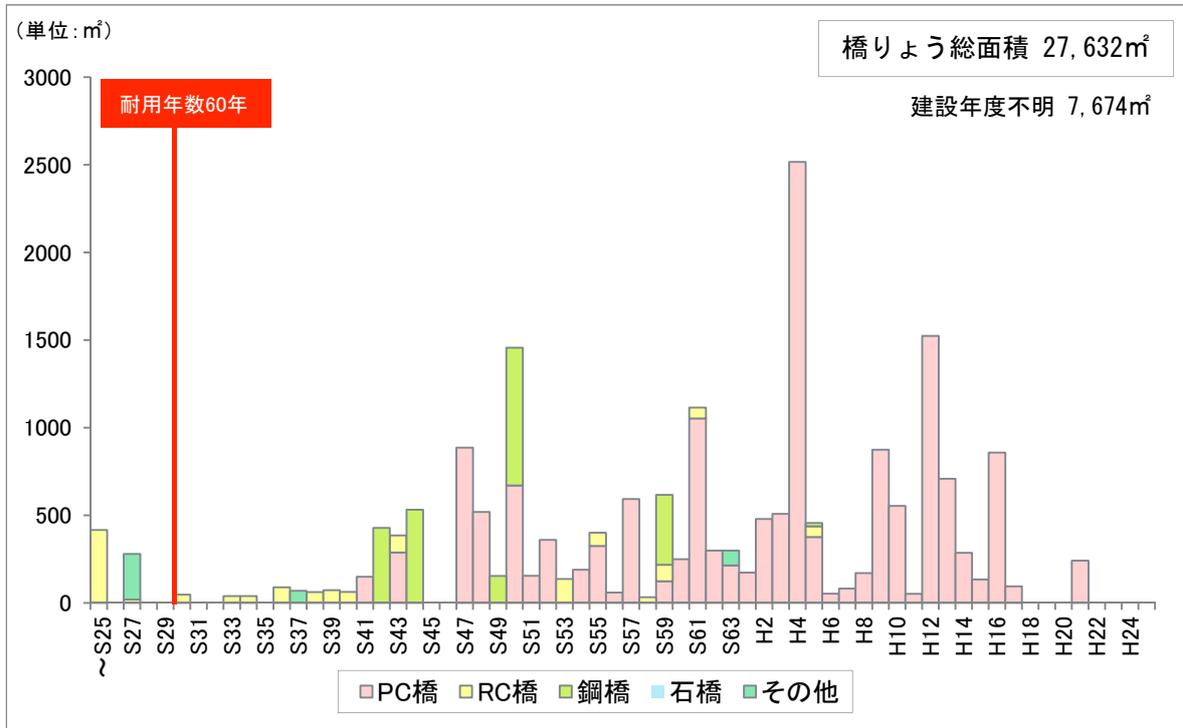
種別	導水管計	送水管計	配水管計
上水道	6,116m	11,530m	330,331m

(2) 課題

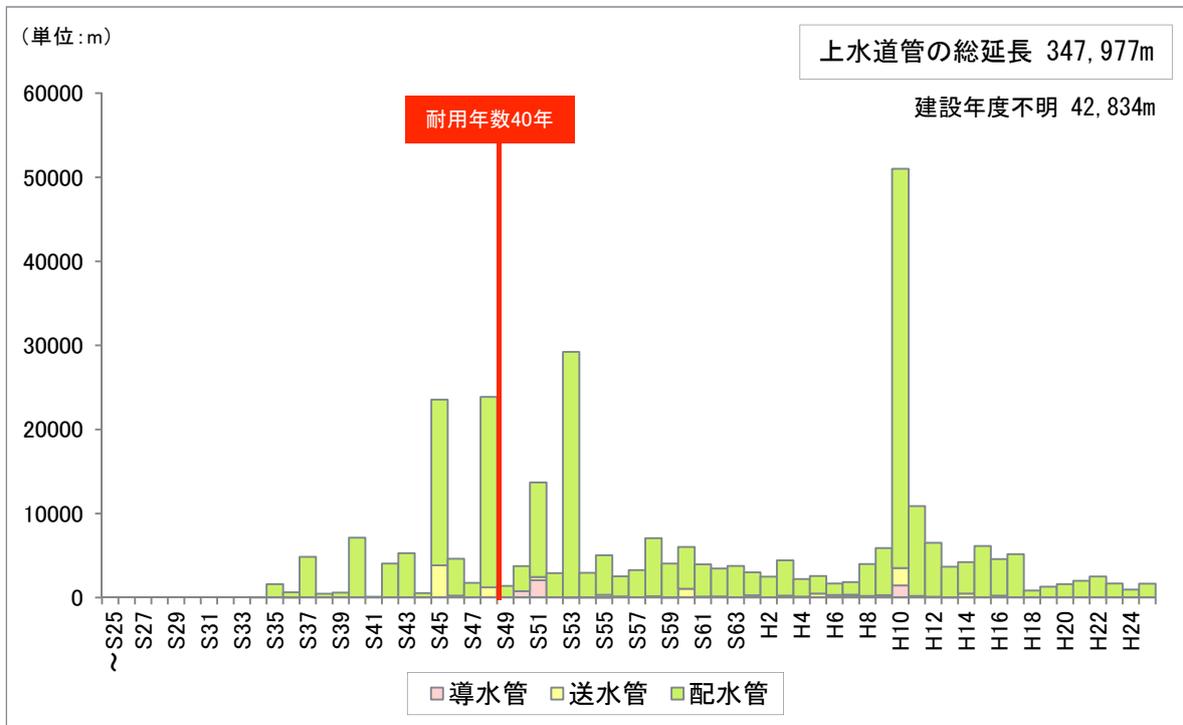
インフラ資産については、市民の地域生活を支える基盤として、日常的に使用していますが、非常時におけるライフラインとして非常に重要な役割を担っているため、常に安全な状態で使用できるよう維持補修を実施していく必要があります。

また、橋りょうなどの構造物の中には、建設後 50 年を経過しているものもあり、今後、急速に老朽化が進行していくことにより維持更新費が増大していくことが見込まれおり、厳しい財政状況の中、いかに計画的かつ効率的に対応していくかが課題となります。

〔橋りょう建設時期〕



〔上水道建設時期〕



※道路については、路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備していくため、年度別に把握することは困難であり、道路建設時期については掲載していません。

(3) 更新費用

以下の条件のもと、今後の40年間で道路、橋りょう及び上水道に要する維持更新費を試算すると、総額で812億円で、年平均で約20億円を要することになります。

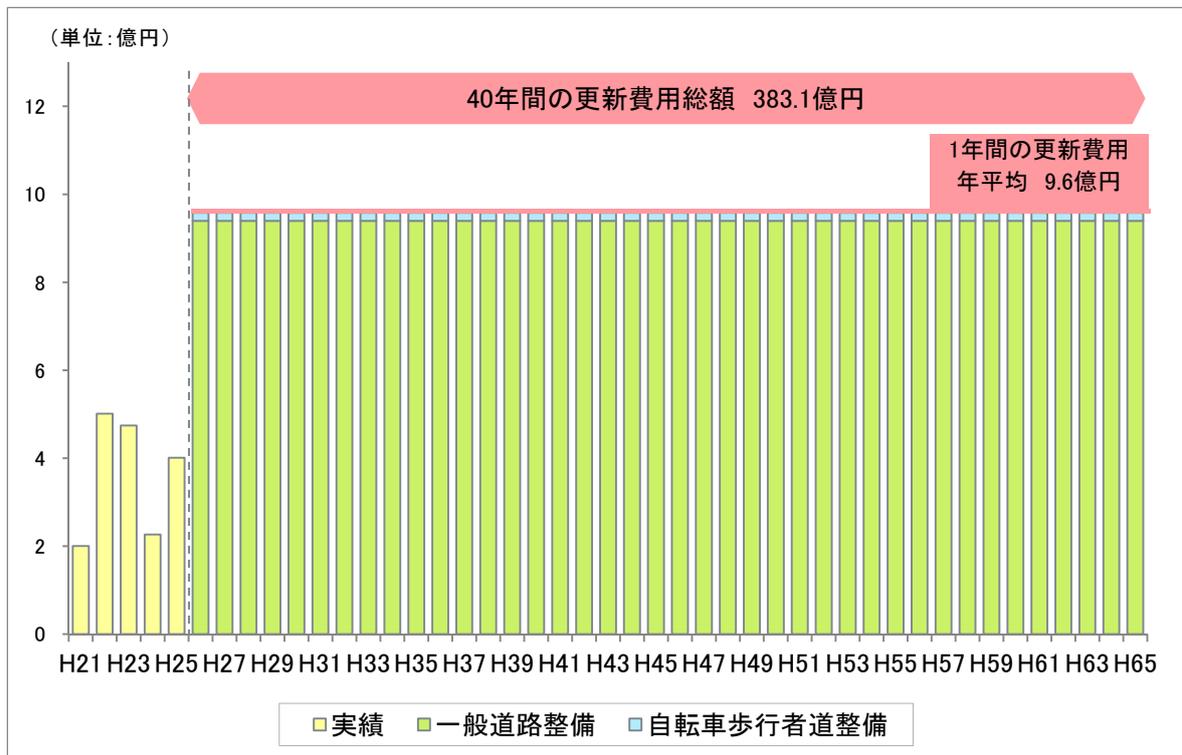
<試算条件（道路）>

- ・整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。
- ・耐用年数は15年とし、全整備面積をこの15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定します。
- ・試算単価は以下のとおりとします。

分類	単価
一般道路	4,700 円/m ²
自転車歩行者道	2,700 円/m ²

※総務省更新費用試算ソフトの単価に準拠

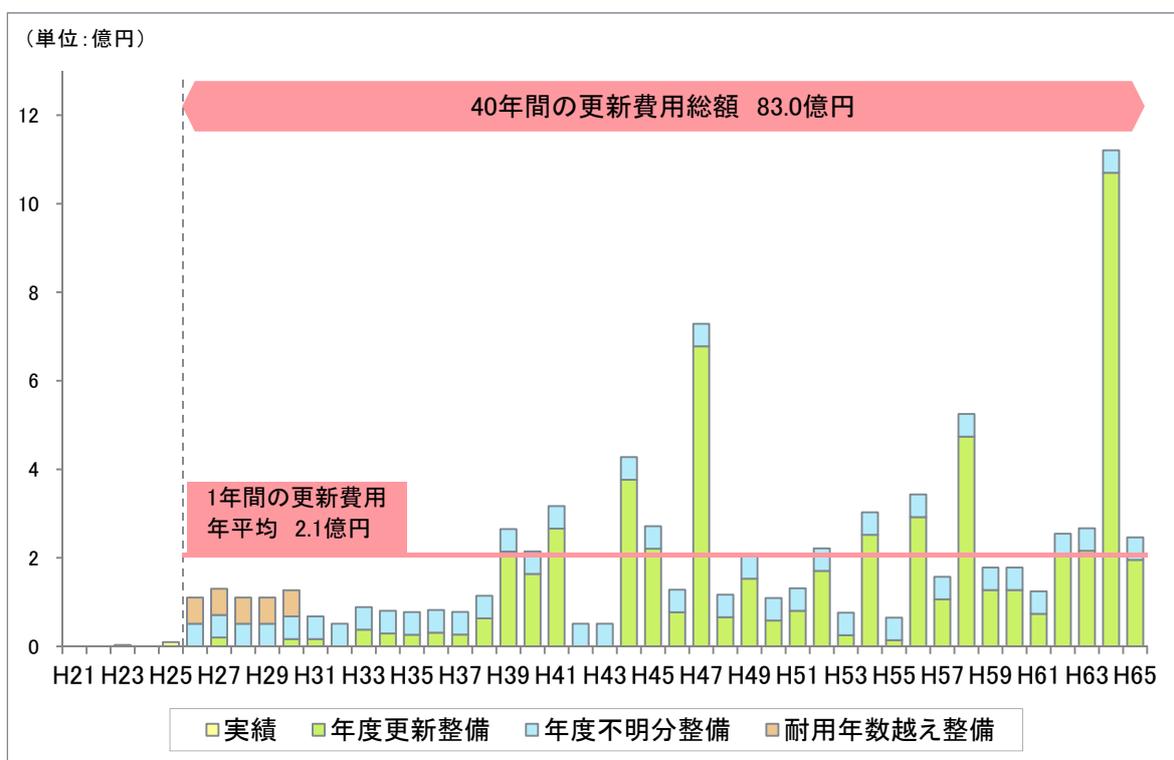
[更新費用の推計（道路）]



<試算条件（橋りょう）>

- ・更新年数経過後、現在と同じ延べ面積等で更新すると仮定し、構造別年度別面積に対して、それぞれの更新費用を乗じることにより更新費用を試算します。
- ・整備した年度から法定耐用年数の60年を経た年度に更新すると仮定します。
- ・更新単価については、現在、構造が鋼橋であるものは鋼橋で更新しますが、それ以外の構造の場合はPC（プレストレスト・コンクリート）橋として更新していくことが一般的なため、これを前提とし、PC橋は425千円/m²、鋼橋は500千円/m²と算出します。
※総務省更新費用試算ソフトの単価に準拠

[更新費用の推計（橋りょう）]



<試算条件（上水道）>

- ・更新年数経過後、現在と同じ延べ面積等で更新すると仮定し、管径別年度別延長に対して、それぞれの更新費用を乗じることにより更新費用を試算します。
- ・上水道管については、整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定します。上水処理施設の建物部分及びプラント部分については公共施設の更新年数と同じ年数にて更新すると仮定します。
- ・試算単価は、以下のとおりそれぞれ管径別に単価を算出します。

導水管及び送水管

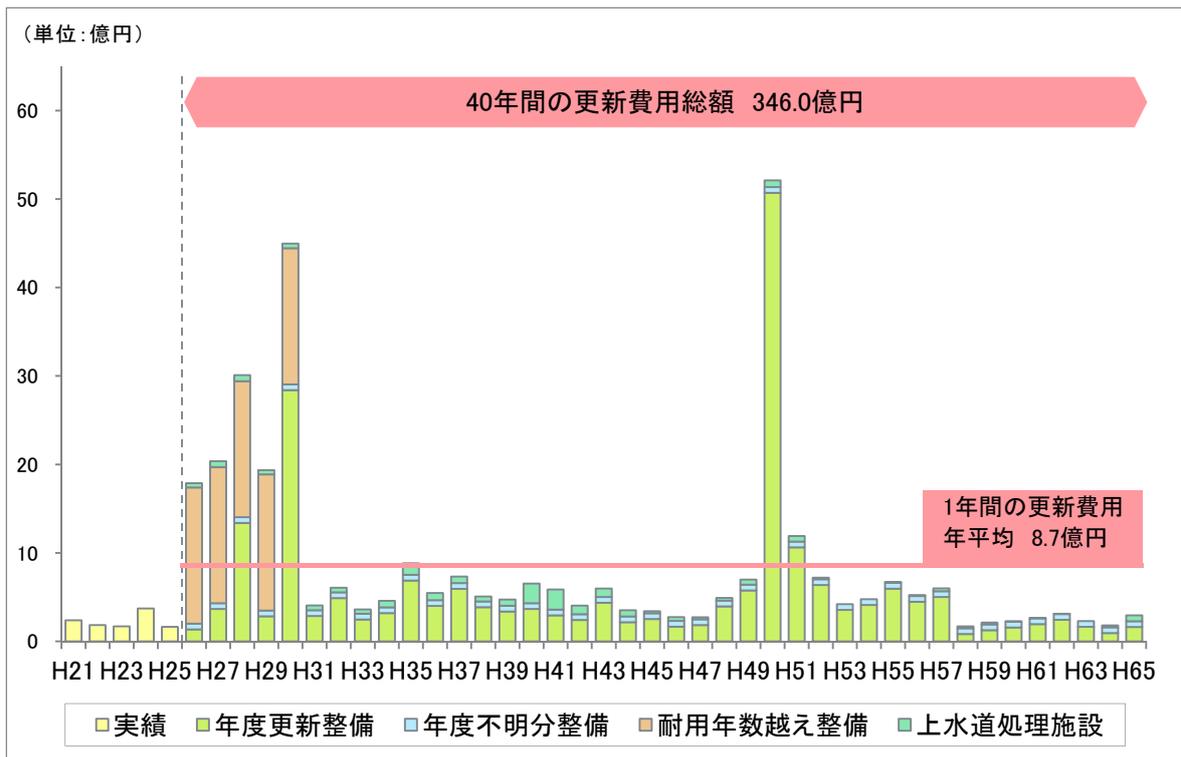
分類	単価
～300mm未満	100 千円/m
300～500mm未満	114 千円/m

配水管

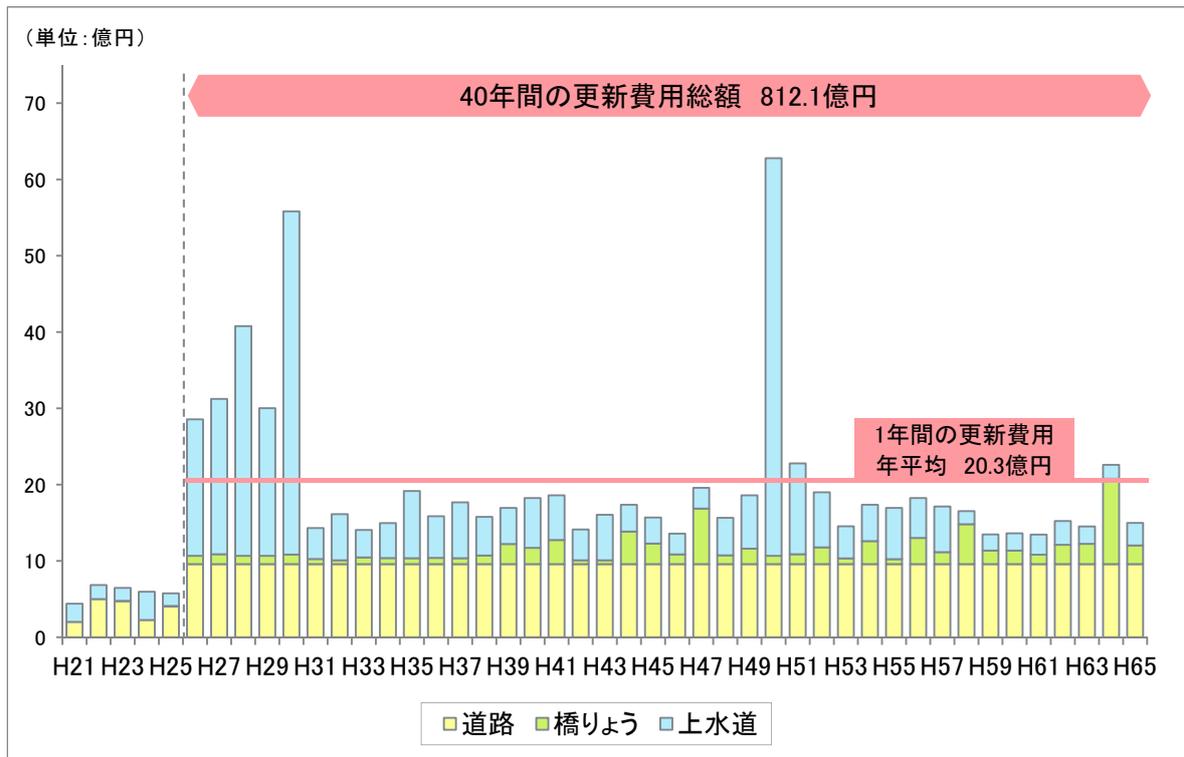
分類	単価
～150mm以下	97 千円/m
～200mm以下	100 千円/m

※総務省更新費用試算ソフトの単価に準拠

[更新費用の推計（上水道）]



[更新費用の推計（インフラ資産全体）]



V 具体的な取組内容

1. 公共施設の保有量の縮減

公共施設について、施設の機能や利用実態等を踏まえて、廃止（除却を含む。）、複合化（用途が異なる複数の施設を1つの建物にまとめること）、集約化（用途が同種あるいは類似している複数の施設を1つの建物にまとめること）、用途変更（これまでの用途を変更し、他の用途のために建物を使用すること）などを実施し、市の公共施設の保有量を縮減していきます。

<実施内容>

- ・市が保有している公共施設について、利用状況、施設の機能及び劣化状況などを踏まえて、必要に応じて適切な方法で公共施設の保有量を縮減していきます。なお、縮減対象とした公共施設は、原則として除却を行ない、空いた土地は売却することとします。
- ・原則として、単独施設の新設、建て替えは行なわず、実施する場合は複合化及び集約化を実施することを前提とした建設とします。
- ・点検や診断等により危険性が認められた公共施設や老朽化等により利用廃止された公共施設について、今後の利用見込みのないものは廃止を行ないます。
- ・様々な用途の施設を全て市内で整備するのではなく、近隣市と施設等を相互利用するなどの広域的な連携や、民間との連携による民間施設を活用した公共サービスの提供なども検討し、幅広い視点から市民ニーズに対応した施設配置を目指します。

2. 長寿命化の推進及び計画的な維持管理

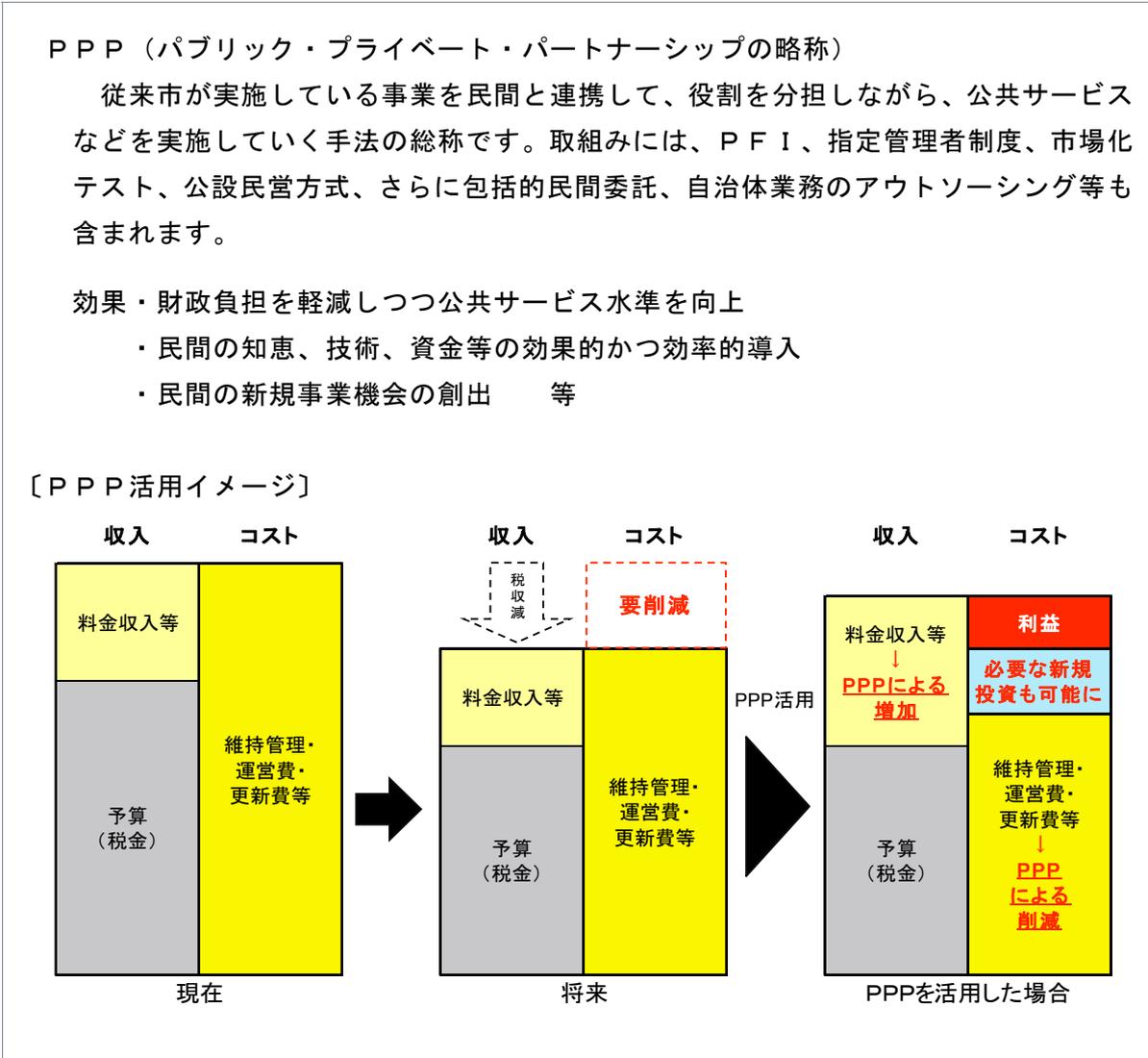
維持すべき公共施設及びインフラ資産については、定期的な点検や診断を実施し、計画的な維持修繕を徹底し、長寿命化を推進することにより、長期にわたる安全なサービス提供を実施していきます。また、建物の耐用年数を可能な限り延長することにより、維持補修費用の平準化を図ります。

<実施内容>

- ・市が保有している全ての公共施設等について、重要度や劣化状況に応じて優先度をつけて、計画的に改修、更新を実施していき、時期の集中化を避けることにより、歳出予算の平準化を図ります。
- ・類似する施設の光熱費や清掃費などを比較し、必要な業務改善に取り組み、徹底して維持管理費を削減します。
- ・道路、橋りょう、上水道のインフラ資産については、それぞれの特性や重要性を考慮した計画的な維持管理を行ない、安全に長持ちさせるよう取り組みます。
- ・既に策定されている各個別の長寿命化計画等を基本としながら、当方針との整合性を図り、必要に応じて適宜見直していきます。

3. 民間活力の活用

公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努め、PPPの積極的な活用を目指します。様々な取組みを実施し、機能を維持・向上させつつ、維持改修コストや管理運営コストを縮減していきます。



4. 耐震化について

維持すべき施設については、嘉麻市耐震改修促進計画のとおり、耐震診断や改修を総合的かつ計画的に実施していきます。

5. 使用料の見直し

使用料については、算定方法や見直し期間についての全庁的な基準がなく、主に近隣の自治体や類似施設を参考に設定している状況です。受益者負担の公平性を確保する観点から、市民の理解が得られる合理的な料金を設定するため、全庁的な使用料の設定方法を構築し、使用料の適正化を進めます。